

特記仕様書

1. 目的

本業務は、加賀須野橋可動橋の開閉機構を構成する橋梁設備及び機械設備並びに電気設備を良好な状態に維持し、正常な機能を確保するため、適切かつ効率的・効果的な維持管理を実施することを目的とする。

2. 業務内容

業務期間内の適切な時期に、別添「加賀須野橋可動橋 点検表」記載の点検項目に関する点検を行い、異常の有無を確認する。

なお、点検表に記載なき事項について、点検、修理、部品交換等を必要とする場合は別途協議するものとする。

3. 緊急時の対応

契約期間内に対象機器に故障が発生した場合は、発注者の要請に速やかに対応し、故障部位についての点検、あるいは、現地での復旧修理作業を実施すること。

4. 現場責任者

- 1) 受注者は、現場責任者を定め、契約後7日以内(7日以内に現場作業を開始する場合は作業開始の前日まで)に現場責任者の氏名、その他必要な事項を記した書面(様式第5号)をもって発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更したときも同様とする。
- 2) 現場責任者は、この契約の履行に関し業務の管理及び統轄を行うほか、この契約に基づく一切の権限(業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、次条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係るものを除く。)を行使することができる。
- 3) 受注者は、前項の規定にかかわらず自己の有する権限のうちこれを現場責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 4) 現場責任者は現場作業の開始から終了の日の期間は、この業務に専任するものとし、作業時間帯は不測の事態に備え監督員と常時、連絡・協議を行える体制を確保し安全かつ円滑に業務を遂行するよう努めなければならない。

- 5) 現場責任者は現場作業期間を除く日は、この業務の履行期間内であっても他の請負工事の現場代理人・専任を要する監理技術者・主任技術者(下請負の場合も含む)及び別の維持管理業務の現場責任者として従事することを妨げない。
また、専任を要しない請負工事(3500万円未満)の主任技術者として従事する場合は現場作業期間も含め、同様の取り扱いとする。

- 6) 現場責任者は、本業務を管理及び統括可能な能力を有する者であること。特に必要な資格要件は定めない。

5. 現場責任者に対する措置請求

- 1) 発注者は、現場責任者又は受注者の使用人若しくは再委託等の禁止の規定により受注者から業務を請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2) 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から3日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3) 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは発注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4) 発注者は、前項の規定による請求があったときは当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から3日以内に受注者に通知しなければならない。

6. 一般事項

設備の点検・整備にあたっては、労働安全衛生法、電気設備技術基準等の関係法令を遵守するとともに、次の基準・要領等に準拠するものとする。

- 1) 日本工業規格 (JIS)
- 2) 日本電気工業会標準規格 (JEM)
- 3) 日本電気学会電気規格調査会標準規格 (JEC)
- 4) 機械工事共通仕様書
- 5) 機械工事施工管理基準
- 6) 機械設備点検・整備共通仕様書
- 7) ゲート点検・整備要領
- 8) ダム用ゲート開閉装置 (油圧式) 点検・整備要領
- 9) 電気通信設備工事共通仕様書
- 10) 電気設備工事施工監理指針
- 11) その他関係諸規格、規定、基準

7. 提出図書

受注者は、次の各号に掲げる図書を指定期日までに提出するものとする。

- | | | |
|------------------|-------------|------|
| 1) 業務計画書 | 契約後速やかに | 2部 |
| 2) 業務成果報告書 | 業務完了検査請求日まで | 2部 |
| 3) 業務写真 | 〃 | 2部 |
| 4) その他監督員が指示する図書 | | 必要部数 |

8. その他

- 1) 本業務は、管理者の可動橋運転・操作業務並びに道路交通及び船舶交通に支障のないよう行うこと。
- 2) 加賀須野橋管理規則等を遵守するとともに、船舶の通行情報を常に把握するため、可動橋管理室及び船舶事業者等との連絡調整を綿密に行うこと。
- 3) 受注者は、本業務実施に際し、監督員立会あるいは了解のもと作業を行うこと。
- 4) 本業務に必要な点検器具及び工具類は、受注者の負担と責任において準備すること。
- 5) 本業務により不良箇所が発見された場合、受注者は速やかに監督員に報告し、その処置について協議するものとする。
- 6) 本業務の実施中に故意又は過失によって他の設備及び第三者に損害を与えた場合は、すべて受注者の責任により補償しなければならない。
- 7) 本業務に起因する故障が発生した場合は、受注者の責任と費用負担によって復旧処理しなければならない。

殿

受注者 住所
氏名

印

現場責任者届

業務名 _____

上記業務の現場責任者を次の者に決めましたので、お届けします。

氏名(生年月日)	(. . 生)	現場責任者の 顔写真を貼付
取得資格等 (取得資格があれば)		

- ※1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。
<直接的な雇用関係>現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ※2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。
- 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
 - 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経歴証明書を添付すること。